

----- 12月13日 アンラーニング レジメ -----

- I 障がい者制度改革と、そのひとつの結実である骨格提言
そして総合支援法制定へという流れをつかむ 12月13日
- II 骨格提言と障害者総合支援法 その対比について 1月以降に

はじめに

前回の話「ケアの社会学を語る」

ケアを取り上げる上で、当事者主権のケアという視点が重要であること。

障害当事者の自立生活運動が、ケアを考えるうえで、様々な理念の「転換」や内容を生み出したこと。

障害者による制度獲得の運動と、介護保険制度の成り立ちの違いについて。

高齢者ケアが介護保険制度へ

障害者の地域での生活（家族や施設ではなく）保障を国家の側に要求。

介護保険（家族介護を基礎、保険方式）への再編を拒み続けてきた。

06年の自立支援法施行にたいして、障害者は幾度の国会包囲、座り込み、ハンスト、そして全国での違憲訴訟などの一大闘争を展開した。

そこで障害者が問うたことは、彼らの「生の保証」であった。その「生」は、これまで強いられてきた家族の下や施設での「生」ではなく、自分で生きたい場所で暮らすことを保障する「生」であり、またあらゆる障害を個人の責に返さず、あくまで社会に返すことを保障する「生」であった。

01年以降、いわゆる小泉改革のもと、新自由主義的な改革が断行され、それにともない、生活保護の改悪反対、年越し派遣村の取り組みなど、反貧困をめぐるさまざまな社会的な運動が、社会的な「浸透圧」を上げた。「貧困」や「生き難さ」を可視化させ、国家に問いただした。また、政権交代の力にもなった

その一翼を、彼ら障害者の運動は、確実に担ったのではないのか？ 「障害を個人に返さない」とは、「生き難さを個人の責任にしない」ことであり、「生きることは益なのか？」という問いかけは、「自分が望む生き方を、国家は断固として保障すべきである」ということではないのか？

「社会の浸透圧」を、彼らの運動も確実に上げることを担ったのではないのか？

自立支援法をめぐるくりひろげられた闘いは、「ケア」の未来につながる闘いの内

容を指し示すものであり、「ケア」ということばを、「人と人が生きあう関係」と広くとらえるならば、その関係、すなわち社会を指し示すものでもある。「人と人が生きあう関係へ」、「ケア」ということばを大きく広くとらえ、そのことばが国家の側に奪われないように力をつけることができるか？が、このさきのアンラーニングが目指したいことである。

I 障がい者制度改革と、そのひとつの結実である骨格提言

そして総合支援法制定

障がい者制度改革へ向けてのうごき 資料①年表参照

- 1 自立支援法反対闘争、違憲訴訟の取り組み → 基本合意
- 2 国連障害者権利条約批准に向けて → 国内法の改革や制定
- 3 政権交代 民主党政権へ

骨格提言検討の際も、障害者権利条約と基本合意を土台にすることができた
立場や意見の異なる55人の委員の論議をまとめることができたこと
条約と基本合意という土台：指針として論議ができたこと

★今を逃すと法制定は難しい、という判断あった

障がい者制度改革の検討組織とその内容

障がい者制度改革推進本部（2009年12月～）

障害者制度改革推進会議

- 第1次意見 → 改革の概要、理念（基本的考え方 改革の工程表）
- 第2次意見 → 障害者基本法の改正へ

1 2年7月からは障害者政策委員会へ移行し、障害者基本計画の実施検証や監視へ
1 2年1 2月に1 3年からの新障害者基本計画への意見をまとめる

差別禁止部会 部会の意見 → 障害者差別解消法（13年6月成立 16年施行）

総合福祉部会 骨格提言 → 障害者総合支援法（11年6月成立）

※厚労省の総合支援法案提示は、「ほぼゼロ回答に等しい」→ 3年後の見直しへ

★骨格提言の完全実現を求める10.29大フォーラムで意思表示

障がい者制度改革の構成参加者とその運営の特徴

当事者が参加 障害当事者と家族が半数以上

当事者参加のため、様々な配慮 イエローカード、ルビ、解説や注釈
委員主導の運営 素案の準備やまとめ、進捗の調整などを行う

委員間での意思疎通をはかる

行政は裏方に

公開と透明性の確保

1 自立支援法反対闘争、違憲訴訟の取り組み

(障害者が地域で) 生きる (という) ことは、益なのか? という問いかけは、自立支援法における「福祉サービス」への1割負担という負担の増加への反対はもちろん、「最低限度の生活保障」という憲法に基づいた権利として、国家に断固として「生の保証」を求めるもの

また「障害」を個人の責任に返さない、社会に返すという闘いであった

違憲訴訟の取り組み

08年から09年にかけて全国14の地方裁判所へ71人の障害者・家族が提訴。弁護団は170名ほど。訴状の根幹は、憲法の保障した「法の下での平等」も「生存権」も奪うものであるということ。

09年に民主党政権（公約に自立支援法廃案）、和解と協議。2010年1月7日に合意

基本合意 平成22年1月7日「障害者自立支援法違憲訴訟原告団、弁護団と国（厚生労働省）との基本合意文書」

- ・ 応益負担制度廃止 今後の障害福祉施策（の充実）は、障害者の基本的人権行使を支援することを基本に据えること
- ・ 憲法13、14、25条、ノーマライゼーションの理念に基づき、原告らの思いに共感し受け止めること
- ・ 十分な障害者の実態を調査せず、意見を踏まえることなく制度を施行、応益負担により障害者の人権を深く傷つけたことに、反省の意を表明すること、反省を踏まえ今後の施策の立案にあたること
- ・ 今後の障害者福祉施策を当事者が、社会の対等な一員として安心して暮らすことができるよう最善を尽くす

2 国連障害者権利条約批准に向けて

(障害者基本法改正、総合福祉法、差別禁止法など、国内法の改革や制定) 政府は09年の通常国会で批准承認をめざしたが、JDFなど障害者団体の反対で断念

条約の批准は、より強力で総合的な基本法を獲得（強力な武器として）した。

長期入院や入所、「谷間の問題」の解決など障害者をめぐる長年の課題解決へ

内容：

差別禁止の原則（マイナスの獲得）

障害、障害者の概念を前進させるもの

あらゆる活動における平等と参加の権利、政策決定への参加、情報収集、

モニタリングの確保など、政策実施の実効的な確保の方法も

条約は、生活するうえでの様々な各領域で、障害者が同等の権利を得ることが
できる状態を目標（ゴール）として、そこに至るため取るべき対策を示す

障害者の権利と政府の義務を明確にしている

検証の仕組み：国際的な検証の仕組みに参入できること

第19条 地域で他の者と平等に生活する場所を選ぶ権利（自由に暮らせる
こと）、地域生活でのサービスを受ける権利、そのための施策
を政府に求める。

第20条～27条 移動、意思疎通支援、健康、リハビリ、労働など多岐
にわたる

3 政権交代 民主党政権へ

民主党は、選挙公約で、自立支援法違憲訴訟を受けて、廃案と、「障害者総合福祉
法」の制定、および批准に向けて内閣に障害者制度改革推進本部の
設置を約束

推進会議の内容

改革の基本的方向の要点

障害者の権利主体確保し、共生社会をめざすとする そのための制度を整備
障害者をどのような存在としてみるか？ 障害の理解や定義、表記の仕方
どのような社会をめざすか？ などを重視

獲得あるいは制度や法に反映されたこと

①障害者参加による監視制度の創設

障害者基本法により施策の監視を行う障害者政策委員会が設置された
障害者基本計画について（障害者政策全般について）調査審議し、その実施状
況を監視し、総理大臣や各大臣に勧告する。 勧告に対する報告の義務も合
わせ持つ。

同様な調査審議と監視の役割を持つ合議機関を都道府県・政令市では必置、一
般市町村では任意設置

※障害者権利条約のモニタリング機関の設置

②権利擁護の法制化

障害者差別解消法、障害者雇用促進法改正による、差別禁止と合理的配慮の義
務化、障害者虐待防止法制定など

福祉、教育、雇用、所得保障、バリアフリーなどこれまでプラスの政策はすすんだが、権利擁護分野の制度（マイナスの禁止と救済）は空白であった。免許や資格の欠格条項の見直しがすすんだにとどまっていた。差別をせず合理的配慮を行うことが当然のルールとされる社会へすすむことに向けたものとして。

③障害者の法的定義の拡大

「谷間の障害」問題の解決として

障害者基本法改正で、三障害のほか、その他心身の機能の障害も対象に

難病慢性疾患に伴う障害 どのような種類であれ心身の機能障害があり、生活上の支障のある人は障害者として支援対象

障害者雇用促進法改正 2013年 精神障害者を雇用義務の対象とする

条約との整合がすすんだが、障害者総合支援法では、一定範囲の難病による障害にとどまり、

慢性疾患、中・軽度の知的・発達には対象障害者にはされていない

④障害者実態調査の谷間の解消

厚労省 5年に一回の在宅身体障害者、知的障害者対象 実態調査

すべての在宅の障害児者を対象とした「生活のしづらさ調査」として2011年に実施された

手帳がなくても対象

施設入所（病院）障害者は対象には含まれていない、高齢と障害の区別があいまい

⑤法律が定める理念の発展

改正障害者基本法では、条約の理念への方向へ大きな改善がなされた

個人の尊厳、基本的人権を享有する存在であり、社会参加と選択の権利保障
障害のありなしに関わらず価値ある存在としての共生社会（インクルーシブな包容的な社会）

（条約の示す方向）

平等、差別禁止、障壁除去

施策への生活実態の反映や障害者の意見の反映

※ただ、平等な社会参加のために「必要な支援を権利として保障する」という規定は避けられている

⑥社会モデルの採用

障害を本人の機能の問題とみるか、社会や環境との関係性で見るか

基本法をはじめ、様々な制度に生かされている

※障害概念の転換であり、自助概念に対するカウンター的な理念→自立支援法
違憲訴訟に